

町田市立地適正化計画（案） 概要版

町田市立地適正化計画（案）概要版 目次

1	立地適正化計画の概要	3	(本編 P 5 ～ 1 2)
2	町田市の現況と課題	4	(本編 P 1 3 ～ 4 0)
3	まちづくりの方針	5	(本編 P 4 1 ～ 4 7)
4	居住誘導区域	8	(本編 P 4 9 ～ 6 5)
5	都市機能誘導区域 ・ 誘導施設	8	(本編 P 6 7 ～ 8 3)
6	誘導施策	1 1	(本編 P 8 5 ～ 1 0 0)
7	防災指針	1 4	(本編 P 1 0 1 ～ 1 0 9)
8	評価指標	1 4	(本編 P 1 1 1 ～ 1 1 6)

町田市

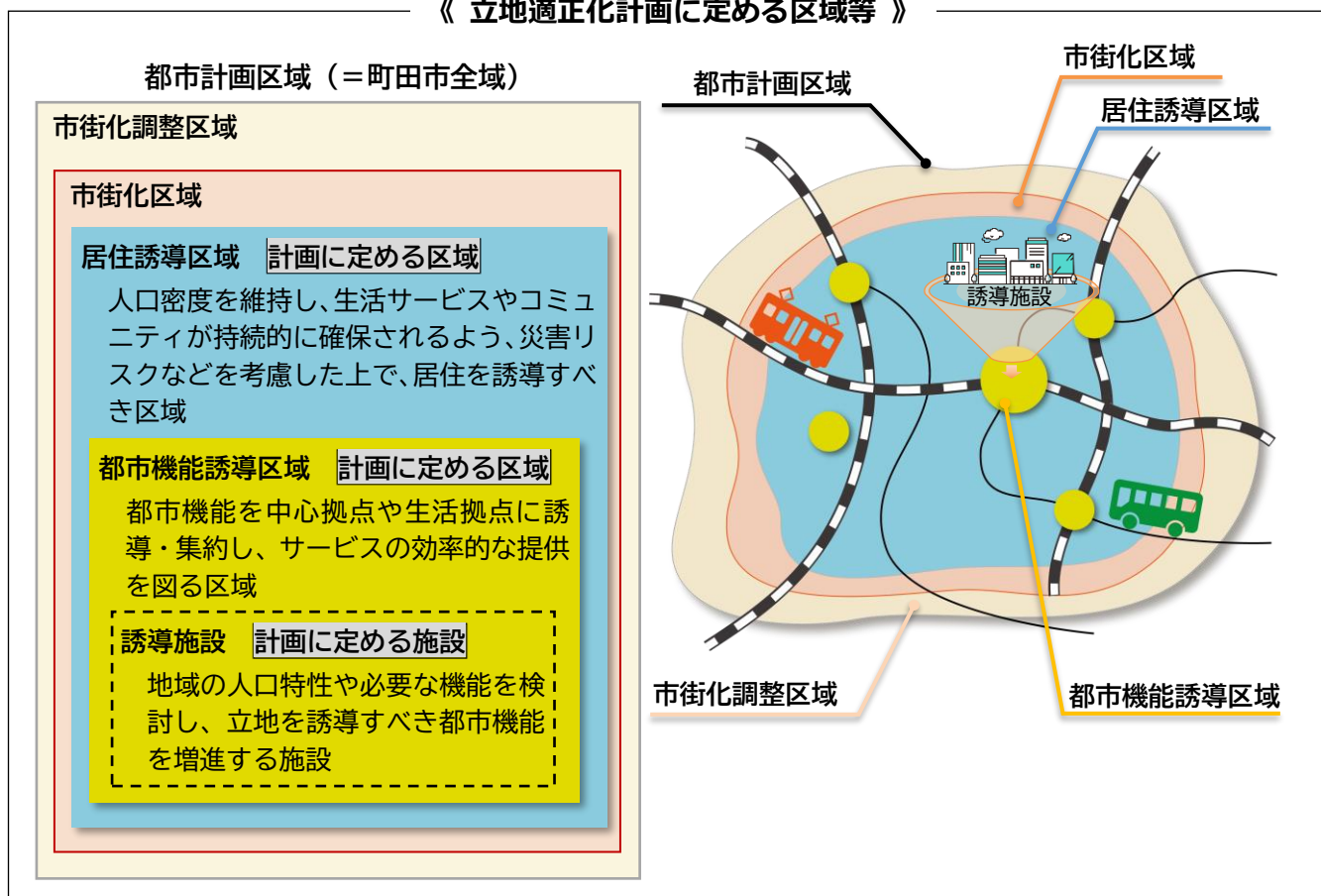
1 立地適正化計画の概要（本編 P 5～11）

（１）立地適正化計画制度とは

全国的な人口減少や超高齢化の進行、市街地の拡散・低密度化などが課題となっている中、住民生活を支える施設・サービスや地域活力の維持が困難になる恐れがあることから、持続可能な都市への転換のため、居住地や都市機能の集約が必要とされています。

このような状況を受けて、2014年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画が法律に位置づけられ、居住誘導や都市機能誘導によるコンパクトなまちづくりを促進する制度が創設されました。その後、2020年には、近年の水害・土砂災害の頻発・激甚化を受けて、立地適正化計画に水害・土砂災害に対する防災指針を定めることとなりました。

《 立地適正化計画に定める区域等 》



（２）町田市における立地適正化計画策定の目的

町田市では、2022年3月に策定した「町田市都市づくりのマスタープラン」に基づき、都市の持続的な発展や効率的な都市経営の観点から、現在のバランスの良い土地利用を維持・継承しつつ、地域の特性に合わせた**多様な土地利用の誘導**や、災害などのリスクや時代の変化に対応した**安全・安心に暮らせる都市づくり**を進めています。

特に、具体的な検討が始まった**町田駅周辺**の再開発、**大規模団地**の再生に向けた取組、延伸への期待が高まっている**多摩都市モノレール沿線**のまちづくりを、人々のまちでの過ごし方や時間の使い方の変化に対応した都市に更新する、まさに都市機能を向上させるチャンスと捉え、「多世代が暮らす魅力あるまちづくり」や「市民の多様なニーズやライフスタイルを的確に捉えたまちづくり」を推進するため、「**立地適正化計画**」を策定することとしました。

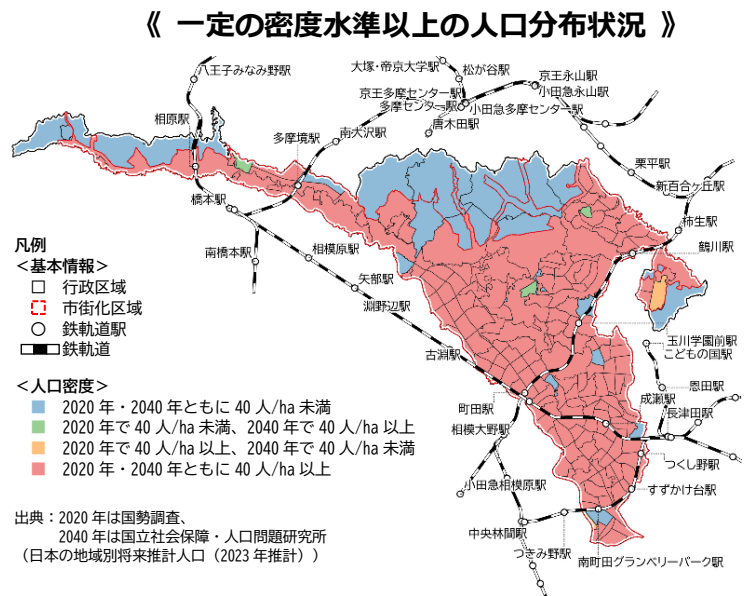
2 町田市の現況と課題 (本編 P 13~40)

■ 居住地

土地区画整理事業等で計画的に整備されてきた良質な住宅地が多く、適度な人口密度が保たれた良好な住環境が形成されていますが、河川や丘陵地に囲まれた地形的制約がある中でまちづくりが進められてきた結果、一部の住宅地では一定の災害リスクと共存しています。

利便性の高い地区、特に町田駅周辺の居住ニーズは高まっており、商業業務地との共存が求められます。

大規模団地では、既に人口減少や高齢化が進んでおり、高い人口密度を背景に形成されてきたコミュニティや、都市機能を含めた良好な住環境の維持が難しくなっていくことが懸念されます。



視点 現在の良好な住環境を維持していくとともに、ライフスタイルに合わせた多様な住宅の供給により多世代の定住を促進し、コミュニティを活性化していく必要があります。

利便性の高い駅近居住ニーズに応えるため、多様な世代やライフスタイルに対応した都市型住宅の供給を誘導していく必要があります。

居住者の生活環境を維持していくとともに、団地再生により多様な住宅を供給し、多世代によるコミュニティを活性化していく必要があります。

市民生活の質の向上
町田駅周辺
大規模団地

視点 地域特性に応じた居住ニーズや防災対策を見定め、適切なボリューム・密度を維持するとともに、これまで以上に都市機能・交通機能と連動して居住地を再編していく必要があります。

商業の連続性のある街並みが住宅で分断されないよう、商業業務地との調和が適切に図られるように、住宅の配置等をコントロールしつつ、定住人口を増やしていく必要があります。

人口推移や環境変化等から各団地の居住ニーズを見定め、適切なボリューム・配置を目指した団地再生を推進していく必要があります。

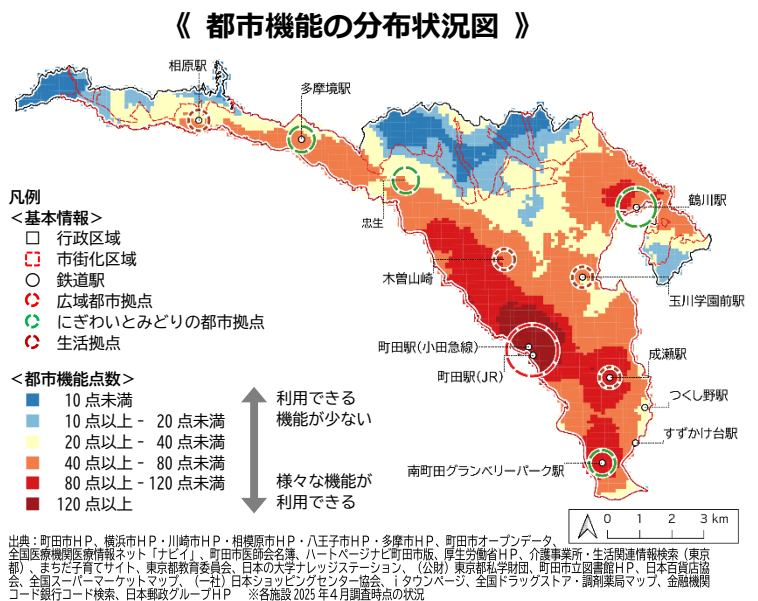
都市経営の効率化
町田駅周辺
大規模団地

■ 拠点

周辺住民の日常生活を支える医療・福祉・商業等の都市機能が集積している身近な拠点や、広域から人を集める大規模施設等の都市機能が立地する高次の拠点が、市街化区域内にバランス良く点在しており、公共交通等でアクセスしやすい利便性の高い市街地が形成されています。

町田駅周辺では、民間事業者による開発の機運が高まってきていますが、バスターミナル機能の分散などの課題を抱えています。

大規模団地では、当初からの施設・機能が概ね維持されていますが、居住者の減少や高齢化に伴い、ニーズに応じた機能更新が十分に図られている状況ではありません。



視点 拠点における都市機能の集積を維持するとともに、社会ニーズに応じた新たな機能導入により利便性を向上させていく必要があります。

スムーズで歩きやすい駅周辺環境の整備を進めるとともに、高度な都市機能が集積する拠点として、市民ニーズにも対応し、非日常の目的も果たせる、ミクストユースな土地利用を誘導する必要があります。

団地居住者や周辺住民のニーズに合わせて都市機能を誘導し、地域の生活利便性を向上させる必要があります。

市民生活の質の向上
町田駅周辺
大規模団地

視点 人口減少や様々なサービスのオンライン化など、拠点に求められる社会ニーズの変化に応じた適切な都市機能を誘導・更新していく必要があります。

公共交通の運行効率を高めるとともに、駅周辺施設の更新に合わせて土地の高度利用を促進し、更なる都市機能の高度集積や街の性能(環境など)を高める必要があります。

団地を含む地域全体の人口・都市機能分布や公共交通基盤等の状況に合わせて役割や形態・配置を最適化していく必要があります。

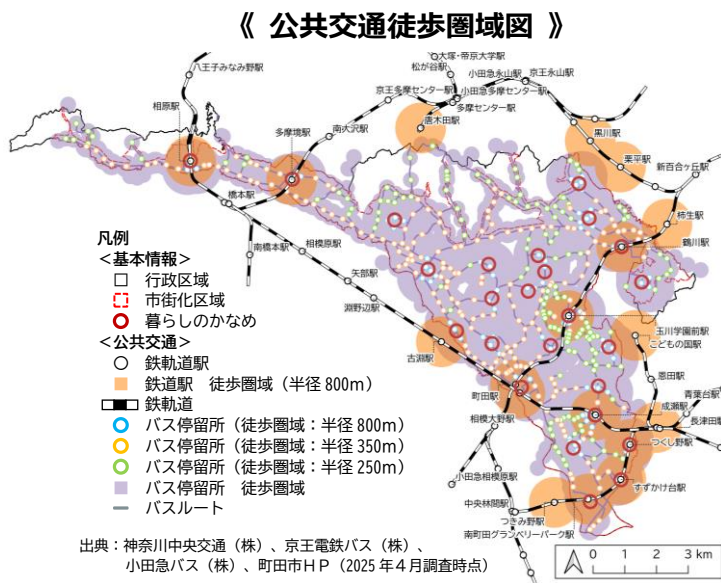
都市経営の効率化
町田駅周辺
大規模団地

■ 公共交通

市街化区域の大部分を鉄道駅やバス停からの徒歩圏域でカバーしており、一定のサービス水準が整った市街地であると言えます。これまで市街地のスプロールに伴い、主に通勤通学需要が増加することによってバス路線が拡大するなど、交通網を広げる取組が進められてきました。

今後は、バスの運転士不足や公共交通の利用者数の減少等により、これまでのように均一にサービス水準を向上させていくことが難しくなります。

一方で、多摩都市モノレール延伸により、バスと役割が分担され、定時性や速達性等の向上が期待されます。



視点

現在の交通網の広がり可能な限り維持しつつ、ライフスタイル等に応じて求められる多様な移動のニーズに対して、様々な移動手段を用いてサービス水準を確保していく必要があります。



視点

現在のサービス水準の維持に向け、都市機能や居住の誘導と連携した効率的な運行や、地域の中にある輸送資源を活用した新たな移動の仕組み作りに取り組む必要があります。また、市内交通網の再編により、効率的な交通ネットワークを構築していく必要があります。

3 まちづくりの方針 (本編 P41~47)

(1) 町田市立地適正化計画の基本方針

町田市では、2022年3月に策定した「町田市都市づくりのマスタープラン」に基づき、都市の持続的な発展や効率的な都市経営の観点から集約型の都市構造への再編を見据えた取組として「拠点」や「都市骨格軸」への機能誘導を進めています。

特に、再開発に対する機運が高まっている町田駅周辺、再生に向けた取組が進む大規模団地、ルート選定により延伸への期待が高まっている多摩都市モノレール沿線については、まちづくりの実現に向けて、より具体的な誘導方針と効果的な誘導策を示していく必要があることから、「町田市立地適正化計画」を策定します。

町田市立地適正化計画では、町田市都市づくりのマスタープランの考え方などを踏まえ、持続可能な都市構造の形成に向けた方針とともに、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設等を示します。

■ 町田市立地適正化計画の将来像

町田市立地適正化計画は、居住誘導や都市機能誘導により、町田市都市づくりのマスタープランで目指すまちづくりの実効性を高める1つのツールであるため、本計画の方向性を示す「町田市立地適正化計画の方針」については、「町田市都市づくりのマスタープラン」で掲げる将来像を継承します。

■ 町田市立地適正化計画の期間

計画策定から町田市都市づくりのマスタープランの計画期間である2039年度までとします。

■ 町田市立地適正化計画の位置づけ

- ◇ 都市づくりのグランドデザイン(東京都)
- ◇ 都市計画区域マスタープラン(東京都)
- ◇ まちだ未来づくりビジョン2040(町田市)

町田市都市づくりのマスタープラン

I ビジョン編

将来像(ゴール) 行動指針 設計図

II 方針編

都市計画 交通 住まい みどり

III コンテンツ編

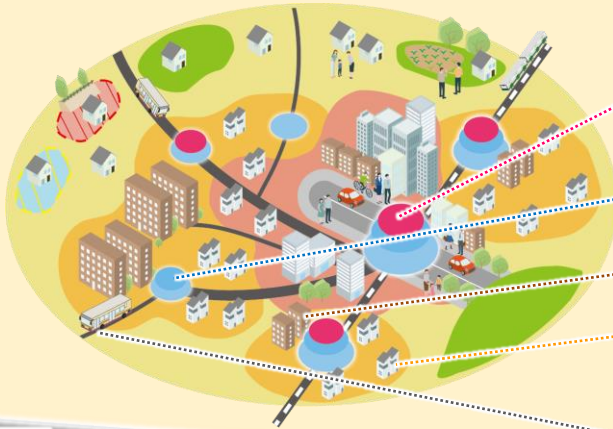
町田市立地適正化計画

■ 町田市立地適正化計画が目指すまちづくり

町田市立地適正化計画では、『現況』や『将来予想されるリスク』を踏まえ、『目指す姿』として、「町田市都市づくりのマスタープラン」での「まちの“もよう”」と「まちの“つくり”」に基づいて、市街地を縮小させず土地利用の適切なマネジメントによって、4つの暮らしに合った**居住地**や暮らしを支える場である**拠点**を形成するとともに、効率的な**交通ネットワーク**を形成し、都市の持続可能性を高めていくものです。

現 況

適度な人口密度により、一定の都市機能が揃った拠点と、良好な居住環境の住宅地がバランスよく配置された都市



■拠点（高次）

都市機能の集積が高くにぎわっている都市拠点

■拠点（高次以外）

日常生活に必要な都市機能が既に集積した身近な拠点

■居住地（大規模団地等）

都市機能・公共交通・都市基盤が整った団地

■居住地（戸建住宅等）

ゆとりある良好な住宅ストックの低層住宅

■交通ネットワーク

市街地全体を徒歩圏域で概ねカバーする公共交通網

■拠点（高次）

過度な住宅立地でにぎわいが低下した都市拠点

■拠点（高次以外）

人口減少に伴い都市機能の撤退が進行した身近な拠点

■居住地（大規模団地等）

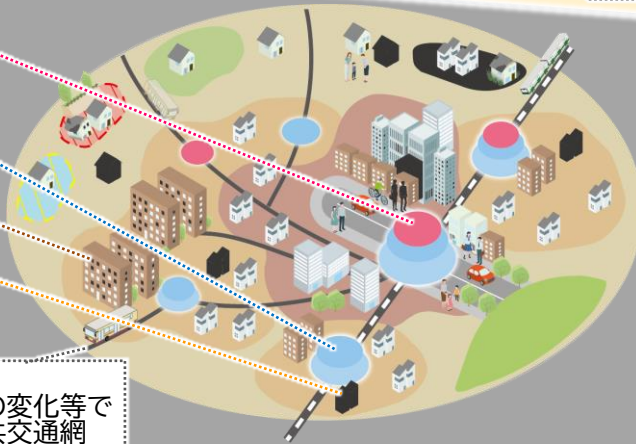
需要（規模・形態）が乖離し、老朽化した団地

■居住地（戸建住宅等）

身近な拠点や交通の衰退により、居住機能が低下した住宅地

■交通ネットワーク

バスの運転士不足やライフスタイルの変化等で本数が減少し、需要に合致しない公共交通網



将来予想されるリスク

人口密度の低下等により拠点の都市機能が撤退し、住宅地のコミュニティが衰退する事により都市の魅力が低下

目指す姿

土地利用の適切なマネジメントにより、拠点の都市機能を維持・更新し、良好なコミュニティと居住環境が整った住宅地により都市の魅力を向上

■拠点（高次）

商業・業務施設等

- ・現況の機能に加え、非日常の目的を果たす高度な機能、広域から人を集めるにぎわい・集客機能も集積した都市拠点
- ・駅近居住ニーズに応えつつ、低層部はにぎわいの連続性を確保
- ・ウォーカブルな空間形成で新しい空間活用を促し、多様な都市活動が実現できる拠点

■拠点（高次以外）

- ・日常生活に必要な都市機能の集積が維持された身近な拠点

■居住地（大規模団地等）

大規模住宅団地・マンション

- ・公共交通の徒歩圏域より利便性の高い場所に一定程度集約するなど、配置・規模が最適化された団地

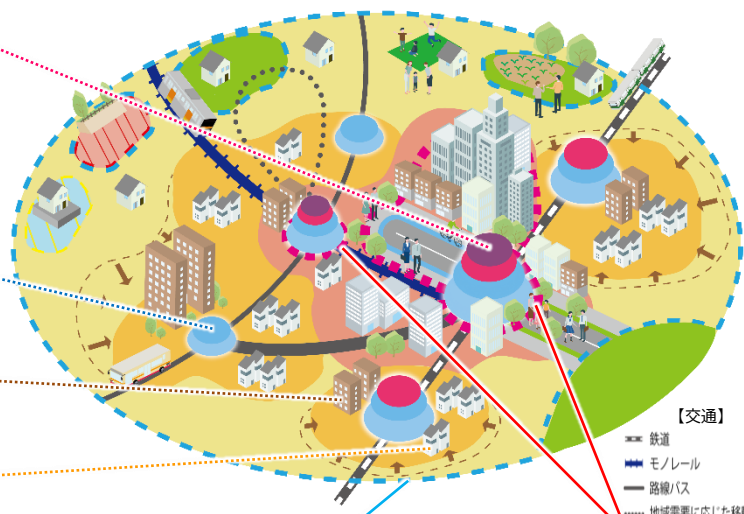
■居住地（戸建住宅等）

戸建住宅

- ・身近な場所で必要な都市機能があり、良好な居住環境が維持された住宅地

■交通ネットワーク

- ・輸送の効率化、都市機能・居住誘導による需要確保でサービス水準が確保された公共交通網
- ・地域需要に応じた移動手段の導入でニーズに合致した公共交通網



■居住誘導区域

- ・人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域

除外区域例

- 災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域等）
- 市街化調整区域

■都市機能誘導区域

- ・都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導・集約し、サービスの効率的な提供を図る区域

誘導施設例

- 非日常の目的を果たす高度な機能
広域から人を集めるにぎわい・集客機能
大規模商業施設、映画館など

凡例【拠点】

- 非日常の目的を果たす高度な機能
広域から人を集めるにぎわい・集客機能
- 地域の拠点的な機能
- 日常生活に必要な機能

【居住地】

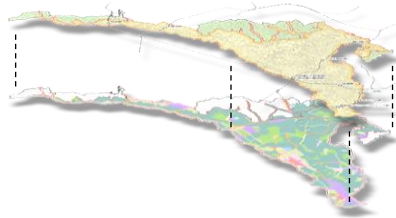
- 拠点駅の周辺
- 駅や主要な通りの近くにある住宅地周辺
- 低層住宅地
- 市街化調整区域

【その他】 7/3 災害イエローゾーン（その他の災害の恐れがある区域）

(2) まちづくりの方針

町田市立地適正化計画が目指すまちづくりの実現に向けては、町田市都市づくりのマスタープラン 方針編（都市計画）で示す都市計画分野の取組の基本的な考えに沿って、これまでの都市計画制度や個別のまちづくり計画等と組み合わせて、町田市立地適正化計画を活用し、「居住誘導」及び「都市機能誘導」について、以下のまちづくりの方針と取組の方向性としします。

《 町田市立地適正化計画活用イメージ 》



立地適正化計画に基づく
居住誘導区域、都市機能誘導区域（誘導施設含む）
⇒居住と都市機能のマネジメント

新たに追加
するレイヤー

都市計画法に基づく用途地域等
⇒土地利用規制、インフラ整備

これまでの
都市計画制度

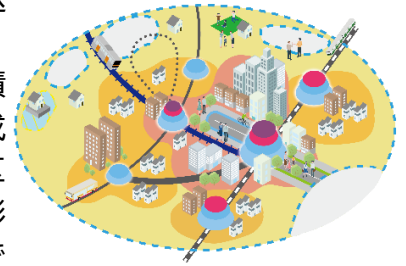
《 まちづくりの方針と取組の方向性 》

	まちづくりの方針	取組の方向性
■まちの“もよう”（暮らしとかなめの図）	◆ 居住地形成 地域の特徴を活かした多様な暮らし方ができる安全・安心な居住地形成 市民生活の質の向上 現在の良好な住環境を維持していくとともに、ライフスタイルに合わせた多様な住宅の供給により多世代の定住を促進し、コミュニティを活性化させる 都市経営の効率化 地域特性に応じた居住ニーズや防災対策を見定め、適切なボリューム・密度を維持するとともに、これまで以上に都市機能・交通機能と連動して居住地を再編する	住戸の適正配置・ボリュームの最適化 ⇒ ・住宅地の特性を踏まえ、長期活用できる社会的ストックとして、現在の良好な住環境を保全・育成する ・地域の特性に応じた都市機能の集約と、それに伴った住宅の市街地密度をマネジメントする ・近年、頻発・激甚化する自然災害に対応した、防災性の高い市街地を形成するための取組を推進する
	大規模団地の再生	⇒ ・住民ニーズに応じた多様な住まいや商業や業務などの都市機能の整備等による団地再生を図る
	日常生活を支える都市機能の維持・充実	⇒ ・暮らしのかなめ周辺の住宅地は、日常生活を支える施設の維持・育成を図る ・新たに創る暮らしのかなめは、利便性を活かした居住地形成と地域特性に応じた都市機能の誘導を図る
	持続可能な住環境づくり	⇒ ・居住地形成上の課題に対応するため、適切な土地利用を誘導する
■まちの“つくり”（拠点と軸の図）	◆ 拠点形成 社会のニーズに応じた多様な都市活動を実現できる魅力的な拠点形成 市民生活の質の向上 拠点における都市機能の集積を維持するとともに、社会ニーズに応じた新たな機能導入により利便性を向上させる 都市経営の効率化 拠点に求められる社会ニーズの変化に応じた適切な都市機能を誘導・更新する	都市機能の多機能化・高度化 ⇒ ・現在の都市機能を維持・育成するとともに、地域特性に応じ必要となる機能を集積することで都市の多機能化・高度化を図る
	ウォークラブルな空間形成	⇒ ・歩行・滞留空間やオープンスペース、沿道店舗の誘導などによるウォークラブルな空間形成を図る
	◆ 交通ネットワーク 効率的で持続可能な交通ネットワークの形成とサービス水準の確保 市民生活の質の向上 現在の交通網を維持しつつ、様々な移動手段を用いてサービス水準を確保する 都市経営の効率化 市内交通網の再編により、効率的な交通ネットワークを構築する	多摩都市モノレール町田方面延伸に伴う交通ネットワーク再編 ⇒ ・現在のサービス水準の維持に向けて、モノレールとバス路線等を併せた輸送の効率化を図る
	移動しやすい交通基盤の整備	⇒ ・自動車交通量や社会情勢等も踏まえた、都市計画道路等の整備により、交通ネットワークの向上を図る

4 居住誘導区域（本編P49～65）

市街化区域全体で2040年まで一定の人口密度（40人/ha）が維持される見込みのため、**市街化区域全体を居住誘導区域の対象**とします。

一方で、市街化区域内にも災害リスクが存在します。被害に応じた対策を積み重ねることで安全性を高め、一定のリスクを乗り越え共生してきたまちの成り立ちを踏まえ、災害ハザードエリアであっても既に市街化が進んでいる地区は、町田市都市づくりのマスタープランで目指す「災害に強い安全なまちの形成」を図ることで、居住誘導区域に含めます。ただし、都市再生特別措置法で居住誘導区域に含めないこととされている区域は除外します。



○：居住誘導区域

《 居住誘導区域の設定フロー 》

「市街化区域」全体を居住誘導区域の対象とする



町田市に存在する災害ハザードエリア等

都市再生特別措置法で居住誘導区域に含めないこととされている区域
(保安林、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域)

災害リスクや対策可能性等を総合的に検討し判断した結果、
居住誘導区域の対象とする区域など
(浸水予想区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等)

「居住誘導区域」の決定（区域図はP9参照）

5 都市機能誘導区域・誘導施設（本編P67～83）

町田市都市づくりのマスタープランが目指すまちづくりの観点と、これまでのまちづくりの蓄積等における現況配置の観点を踏まえ、基盤整備や都市計画手法の活用、財政支援など、一定の公共関与が必要な拠点を**都市機能誘導区域の対象**とし、都市の魅力をあげる**誘導施設**を設定します。

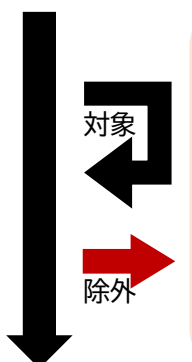
なお、拠点のうち「忠生」周辺については、『暮らしのかなめ 一新しく創る一』として、多摩都市モノレール導入空間である道路沿道などに、暮らしを支える生活利便施設などの都市機能の育成をします。また、モノレール新駅の想定がされたタイミングでは、交通ネットワークが充実した、人・モノ・文化が交流するにぎわいある都市拠点を狙うための施策に取り組んでいきます。



○：都市機能誘導区域

《 都市機能誘導区域・誘導施設の設定フロー 》

「居住誘導区域内」において都市機能誘導区域を設定する



「目指すまちづくりの観点」と「現況配置の観点」の2つの観点

一定の公共関与が必要な**拠点**

- ・広域都市拠点（町田駅）
- ・にぎわいとみどりの都市拠点（南町田グランベリーパーク駅、鶴川駅、多摩境駅）

都市の魅力をあげる**都市機能**

- ・大規模商業機能
- ・文化機能

その他の拠点、都市機能

- ・生活拠点や暮らしのかなめには、日常生活に必要な買い物や用事などを済ますために必要な各機能が、既存の都市計画制度の中で充足している
- ・都市拠点に必要な業務・産業、宿泊機能等は、誘導施設には該当しない など
- まちづくりの動き等に合わせた都市計画制度の運用などで維持・誘導を図る

「都市機能誘導区域・誘導施設」の決定（区域図はP9参照）

【都市機能誘導区域】

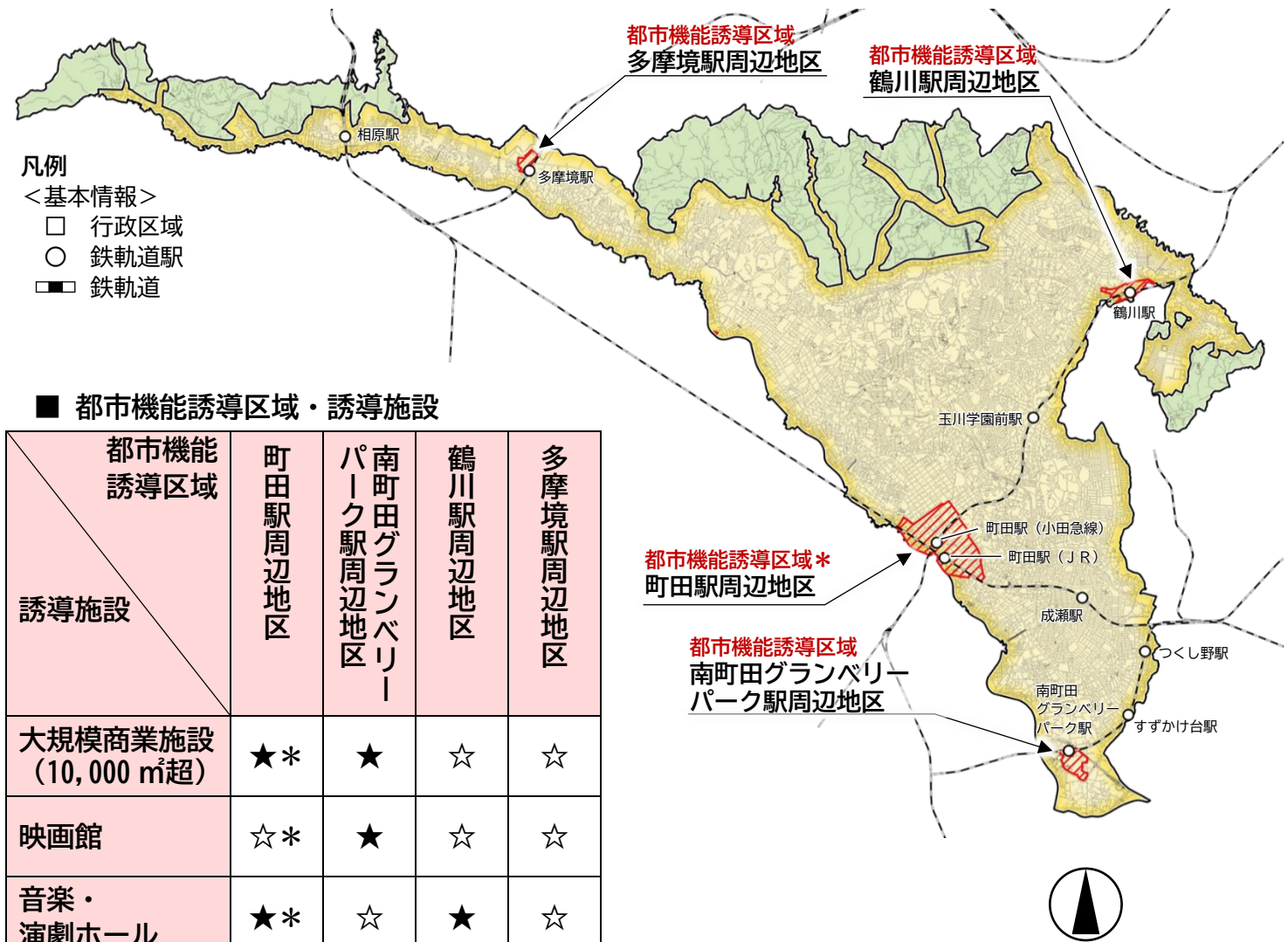
- ・町田駅周辺地区
- ・南町田グランベリーパーク駅周辺地区
- ・鶴川駅周辺地区
- ・多摩境駅周辺地区

【誘導施設】

- ・大規模商業機能：多様な機能が複合的に集積した「大規模商業施設（10,000㎡超）」
- ・文化機能：エンターテインメント等、人の集客拠点となる「映画館」・「音楽・演劇ホール」

《 居住誘導区域、都市機能誘導区域・誘導施設 》

凡 例： 居住誘導区域 (市街化区域※) 都市機能誘導区域 (※拡大図はP10 参照) 市街化調整区域



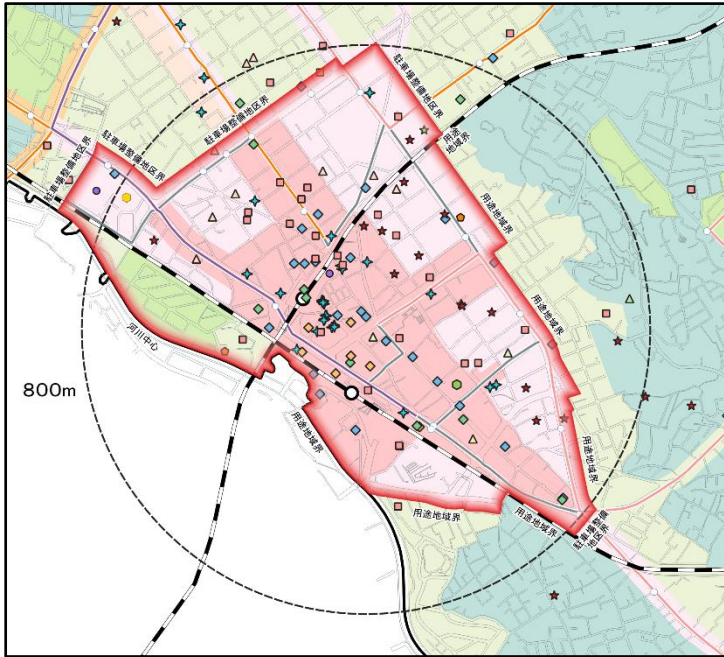
災害ハザードエリア等の考え方

※市街化区域内において、上図に示す居住誘導区域及び都市機能誘導区域のうち、都市再生特別措置法で除外することとされている「保安林」、「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」は除外します。ただし、町田市に存する「災害リスク」、「警戒避難体制の整備状況」、「災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み」等を総合的に勘案し、下表に示すそれ以外の災害ハザードエリアは区域に含まれます。

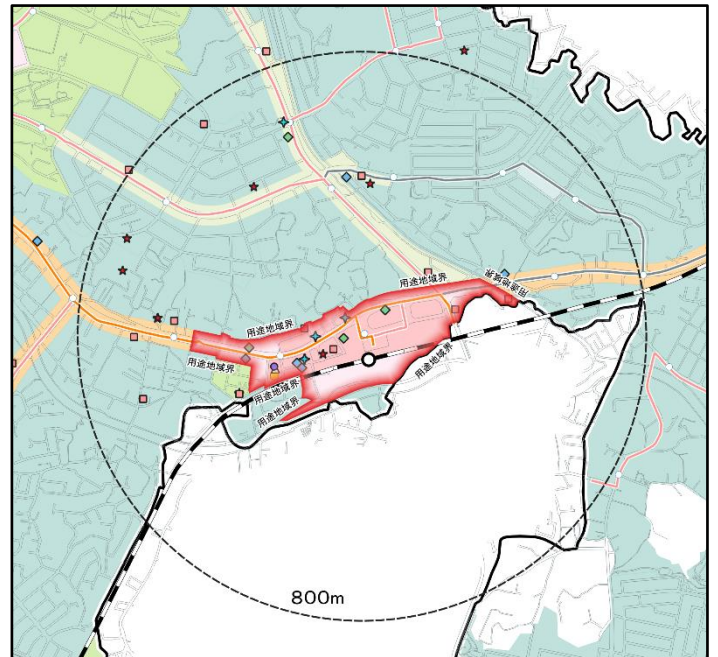
災害ハザードエリア等		市の誘導区域設定
		区域の内外
水害	浸水予想区域	居住誘導区域 内
	家屋倒壊等氾濫想定区域	
土砂災害	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	居住誘導区域 内
	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	居住誘導区域・都市機能誘導区域 外
	急傾斜地崩壊危険区域	
その他	保安林区域	居住誘導区域・都市機能誘導区域 外

《 都市機能誘導区域 拡大図 》

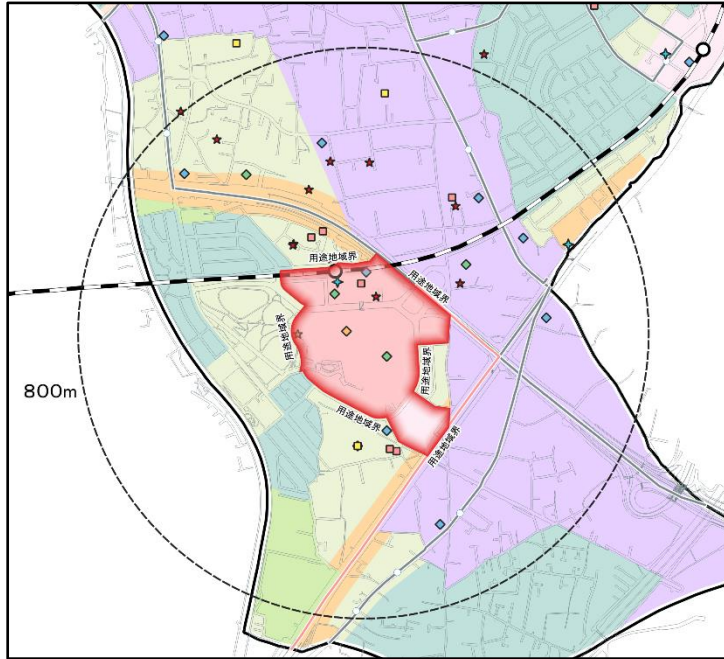
■町田駅周辺地区



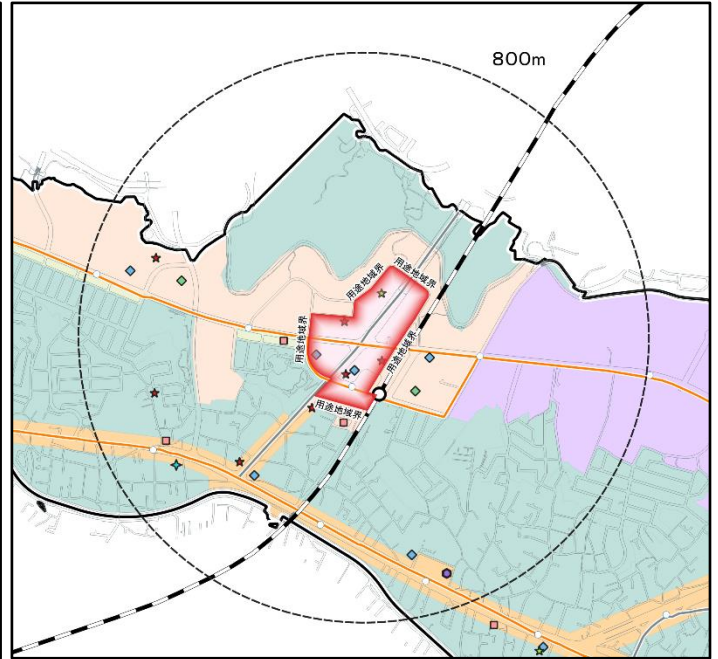
■鶴川駅周辺地区



■南町田グランベリーパーク駅周辺地区



■多摩境駅周辺地区



【凡例】

【区域】 □ 行政区画 ■ 都市機能誘導区域 — 道路線	【都市機能】 ● 行政施設 (2025年4月時点) ● 市役所、市民センター、連絡所 ● 医療施設 (2025年4月時点) ● 病院 ● 診療所 ● 高齢者福祉施設 (2025年4月時点) ● 高齢者福祉センター、高齢者交流施設 ● 子育て施設 (2025年4月時点) ● 子どもセンター、子どもクラブ ● 保育園、幼稚園、認定こども園 ● 教育系施設 (2025年4月時点) ● 生涯学習施設 ● 図書館 ● 美術館・博物館等 ● 大学、各種学校	● 市民文化施設 (2025年4月時点) ● 市役所 (コミュニティ機能) ● コミュニティセンター ● 音楽・演劇ホール ● 商業施設 (2025年4月時点) ● スーパーマーケット ● コンビニエンスストア ● ショッピングセンター、百貨店 ● 金融施設 (2025年4月時点) ● 銀行、その他の金融機関、郵便局	【用途地域】 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域
---	---	---	--

※居住誘導区域及び都市機能誘導区域のうち、都市再生特別措置法で除外することとされている「保安林」、「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」は除外します。ただし、町田市に存する「災害リスク」、「警戒避難体制の整備状況」、「災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み」等を総合的に勘案し、それ以外の災害ハザードエリアは区域に含みます。(P9参照)

6 誘導施策（本編P85～99）

（1）誘導施策

町田市においては、従来の都市計画手法を引き続き活用しつつ、各エリア、各分野に定める誘導施策や、都市再生特別措置法に基づく届出制度の運用によって、中長期的な視点で緩やかな居住誘導及び都市機能誘導を図ることを基本とします。

各エリアの取組として、中心市街地全体の魅力向上を図る「町田駅周辺」、地域特性に応じた再生を図る「大規模団地」、沿線地域のまちづくりの推進を図る「モノレール沿線」について、誘導施策を講じます。

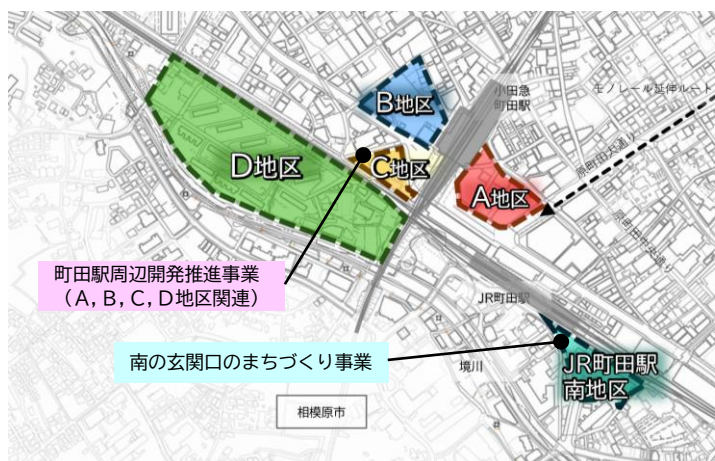
各分野の取組として、地域の特徴を活かした多様な暮らし方ができる安全・安心な「居住地形成」、社会のニーズに応じた多様な都市活動を実現できる魅力的な「拠点形成」、効率的で持続可能な「交通ネットワーク」について、誘導施策を講じます。

■ 各エリアの取組

町田駅周辺

● 中心市街地全体の魅力向上

ライフスタイルやニーズの変化に合わせた新たな都市機能や都市基盤を整備することで、広域都市拠点としての機能向上を図る。

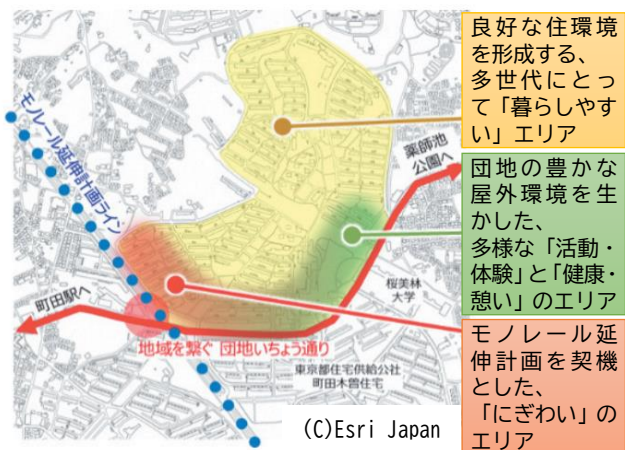


出典：町田駅周辺開発推進計画

大規模団地

● 地域特性に応じた団地再生

既存ストックの有効活用や、建替え、団地の集約化に合わせた新たな都市機能の導入を図るための用地を創出するなど、地域特性に応じた団地ボリュームへの再生を図る。



団地空間の将来イメージ

出典：モノレール沿線まちづくり構想

モノレール沿線

● 沿線地域のまちづくりの推進

都市計画制度の活用等により、沿道及び新駅周辺の地域特性に応じて商業等の暮らしを支える施設と住居が共存する複合的な土地利用を誘導する。



出典：
モノレール沿線まちづくり構想
、都市づくりのマスタープラン

■ 各分野の取組

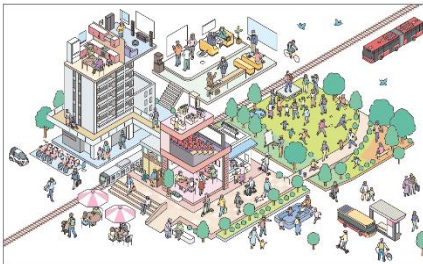
居住地形成

● 住戸の適正配置・ボリュームの最適化

例) 都市再生特別措置法に基づく届出制度の運用

例) 駅へのアクセスが良く多様な世代やライフスタイルに対応した新たな都市型住宅の誘導

例) 災害リスクへの対応として、安心・安全な都市づくり 等

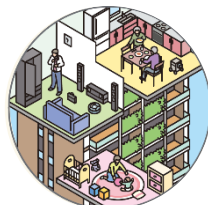


出典：町田市都市づくりのマスタープラン

● 大規模団地の再生

例) 再開発等による都市型住宅の供給

例) 都市計画法に基づく「一団地の住宅施設」の廃止（地区計画への移行） 等



出典：町田市都市づくりのマスタープラン

● 日常生活を支える都市機能の維持・充実

例) 適時適切な用途地域等の変更や地区計画の策定

等



出典：町田市都市づくりのマスタープラン

● 持続可能な住環境づくり

例) 建蔽率・容積率の変更及び地区計画の策定による、多世代居住やニーズに応じた生活利便施設併用住宅の検討 等

拠点形成

● 都市機能の多機能化・高度化

例) 市街地開発事業等の推進

例) 都市構造再編集中事業など補助制度を活用した事業検討

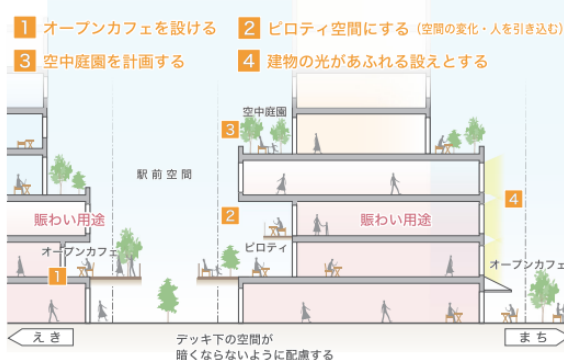
例) にぎわいの維持、向上のための低未利用地・空地をはじめとしたマネジメント手法の検討 等



商業の賑わい



緑やテラス空間



デッキ下の空間が暗くならないように配慮する

出典：町田駅周辺開発推進計画

● ウォーカブルな空間形成

例) 拠点駅周辺のまちづくりと合わせた魅力ある都市空間の形成

例) 駅からまちなかへのシームレスな歩行者動線整備 等

将来の駅前空間



えき（大型店舗）

まち（商店街など）



出典：町田駅周辺開発推進計画、町田市都市づくりのマスタープラン

交通ネットワーク形成

● 多摩都市モノレール町田方面延伸に伴う

交通ネットワーク再編

例) 公共交通網の再編及び交通広場の整備

例) (仮称) 町田市地域公共交通計画の策定 等



出典：町田市都市づくりのマスタープラン

● 移動しやすい交通基盤の整備

例) 都市計画道路の整備 等

■ 新技術の導入事例

電磁波レーダー搭載車を活用して床板上面の調査を行う技術



ドローンを活用して砂防施設の点検を行う技術



画像認識技術を活用して下水道管路の欠陥を自動検出する技術



ROV[®]を用いて遠隔操作で橋樑下面の目視調査を行う技術
※ROV: Remotely operated vehicle



出典：国土交通省資料

(2) 届出制度

届出制度は、住宅や誘導施設等の整備や動きを把握するために行うものです。以下の行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、市への届出が義務付けられます。また、住宅や誘導施設等の立地の誘導を図るうえで支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

■ 居住誘導区域外における届出制度の対象行為

【開発行為】

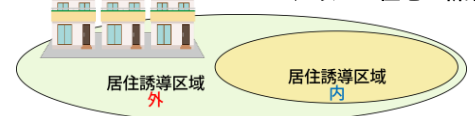
- ・ 3戸以上の住宅建築が目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅建築が目的の開発行為で 1,000 m²以上の規模のもの

【建築等行為】

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

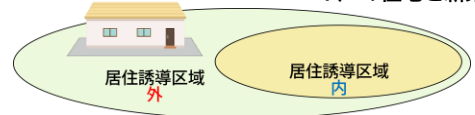
届出必要 (例)

居住誘導区域外で3戸以上の住宅を新築



届出不要 (例)

居住誘導区域外で1戸の住宅を新築



■ 都市機能誘導区域に係る届出制度の対象行為

【開発行為】

都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【開発行為以外】

都市機能誘導区域外で以下のいずれかを行う場合

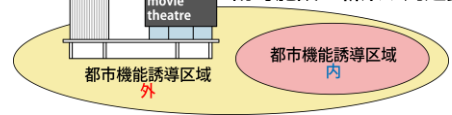
- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

【誘導施設の休止・廃止】

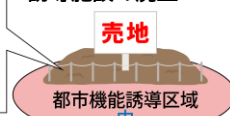
都市機能誘導区域内で誘導施設を休止、又は廃止しようとする場合

届出必要 (例)

都市機能誘導区域外で誘導施設の建築や用途変更



都市機能誘導区域内で誘導施設の廃止



7 防災指針（本編 P101～109）

町田市においては浸水予想区域内や土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を除く）内も、居住誘導区域に設定しています。

一方で、近年の気候変動による自然災害の頻発化・激甚化、起伏に富んだ町田市の地形を考慮すると、引き続き居住誘導区域内の安全性を高めていく必要があります。

そのため、居住誘導区域内における更なる防災・減災まちづくりに向けた取組方針とその具体的な内容について、本防災指針で示します。

《 防災指針の方針と具体的な取組（抜粋） 》

方針1 災害リスクの見える化等によるリスク・コミュニケーションの促進

- 状況の変化に伴う災害リスクのある新規指定箇所の居住誘導区域からの除外検討及びその周知
- 事前都市復興の取組（市民への意識啓発）

方針2 道路、河川などの流域インフラ整備による災害リスクの低減

- 雨水管の整備・管渠の改築更新、污水管への浸入水対策
- 雨水貯留浸透施設の整備促進（既存調整池の改造・機能拡充 等）

方針3 市民・事業者の土地利用に伴う災害リスクの低減

- 都市再生特別措置法に基づく届出制度の適切な運用（リスク周知、助言・勧告 等）
- 建築行為、開発行為での雨水貯留浸透施設の設置促進（条例等に基づく指導、補助金制度の活用促進）

方針4 行政からの情報発信等による市民の防災行動支援

- 住民の防災行動力の強化
（洪水・土砂災害ハザードマップや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供、防災訓練等の防災イベントの実施 等）
- 地域防災力の向上（消防団運営事業、自主防災リーダー育成事業 等）

方針5 行政における被害軽減策の推進

- 民間事業者や他自治体等との災害時協力体制整備、連携強化
- 町田市職員の応急活動体制整備・強化

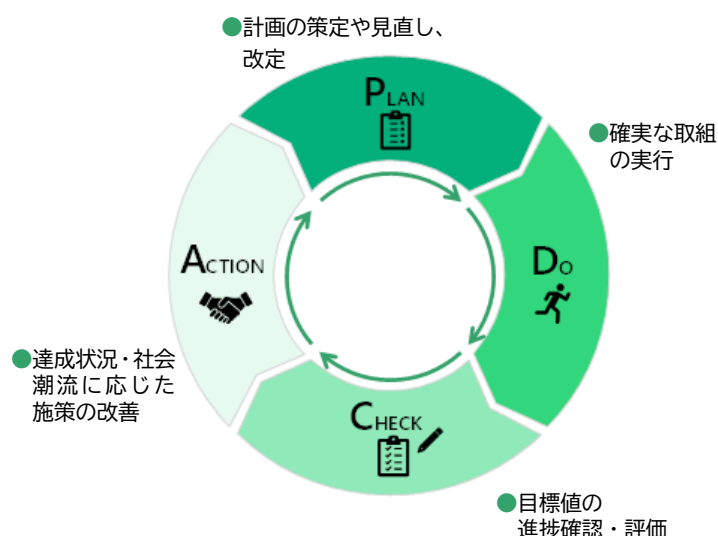
8 評価指標（本編 P 111～116）

誘導施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うため、「居住地形成」、「拠点形成」、「交通ネットワーク」の各分野に評価指標を設定します。

本計画の進捗管理は、右に示すPDCAサイクルに基づき実行し、概ね5年ごとに評価指標の達成状況や誘導施策の進行状況の評価・検証を行い、進捗状況に応じて内容の改定を行いながら実現を目指していきます。

また、本計画の計画期間内においては、多摩都市モノレール町田方面延伸等のプロジェクトの進捗、社会経済情勢や法制度の改正、国・都の施策の見直し、市の上位関連計画の見直しなど、様々な変化が想定されます。これらの状況変化も踏まえ見直しの必要性が高まった場合についても、適宜本計画の見直しを行います。

《 PDCAサイクルのイメージ 》



【お問合せ先】 町田市 都市づくり部 都市政策課
〒194-8520 町田市森野2-2-22
TEL 042-724-4248（直通） FAX 050-3161-5502